

スプリアス確認保証に係るQ & A (H29.8.1)

【確認保証制度について】

- Q1：新スプリアス規格への移行とは何か。
- Q2：「スプリアス確認保証」とは何か。
- Q2-2：平成29年11月30日に旧スプリアス機器に係る経過措置が終了すると聞いているが、どのような影響があるか。
- Q3：「スプリアス確認保証」は、従来からJAROが行っている保証とどう違うのか。
- Q3-2：「スプリアス確認保証」を受けないとどうなるのか。
- Q4：総合通信局への「スプリアス確認届」はいつまでに行えばよいか。
- Q5：「スプリアス確認届」の手続きが必要となる機器（無線機）は何か。

【確認保証対象機器について】

- Q6：「スプリアス確認保証」を受けられる機器は何か。また、実際に機器を送って測定してもらう必要があるか。
- Q7：免許を受けているアマチュア局の無線設備（送信機）が「スプリアス確認保証可能機器リスト」に含まれていない場合はどうしたらよいか
- Q8：ブースター等の付加装置を付けているが、「スプリアス確認保証」は可能か。また、改造して定格出力の増減等を行った無線機の「スプリアス確認保証」は可能か。
- Q9：「スプリアス確認保証可能機器リスト」の機器はメーカー製造機器だけであるが、自作機の扱いはどうなるか。
- Q10：JAROのスプリアス確認保証を受けていた送信機を友人に譲渡する場合、その「スプリアス確認保証」は有効か？（JAROがスプリアス確認保証の出願者に送付する「スプリアス確認保証通知書」を添付して譲渡すれば有効か？）
- Q10-2：500Wの免許（送信機（基本送信機）+リニアアンプ）を受けているが、この基本送信機は100Wで「スプリアス確認保証可能機器リスト」に含まれている。JAROのスプリアス確認保証を受けられるか？

【確認保証手続きについて】

- Q11：免許を受けている自分の無線設備の装置番号等詳細（無線機器と装置番号の対応など）が不明。どうすればよいか。
- Q12：無線機の製造番号がわからない。どうすればよいか。

Q13：アマチュア局の開設・変更や再免許と併せて、スプリアス確認保証の手続きを行うことができるか。

Q14：「スプリアス確認保証」を一度受けた送信機は、再免許申請の都度「スプリアス確認保証」を受ける必要があるか。

Q15：設備共用の無線機の扱いはどうか。局ごとに手続きが必要となるのか。

Q16：「スプリアス確認保証」の手続きの流れはどのようなものか。

【保証料金等について】

Q17：確認保証料はいくらか？ また、複数回割引の特例措置は、一人 1 回限りか？ 同じコールサインで複数局の免許を受けている場合の取扱いは？

Q18：(削除)

Q19：スプリアス確認保証の申込書類はどこで入手できるか。

【確認保証制度について】

Q1：新スプリアス規格への移行とは何か。

A1：

- 1 RR（無線通信規則）の改正を受け、平成17年12月に電波法に定めるスプリアス規格が改正（新スプリアス規格）されました。この改正は、アマチュア局に限らず、全無線局に適用されるものです。
- 2 これに伴い、既に免許をうけている平成19年11月以前に製造された古い無線機（旧スプリアス規格の無線設備）の使用期限は、平成34年11月30日までとされています。
それまでの間、再免許を受ける事ができますが、当該機器の使用期限は平成34年11月30日までとなります。
- 3 新スプリアス規格への移行の具体的な方法としては、①旧スプリアス規格機器を新スプリアス規格機器に買い替えて変更手続きを行う、②無線機の出力端子とアンテナの間にフィルタを挿入し、測定して適合した結果を届出る、③無線機のスプリアスを測定して適合した結果を届出る、④製造業者等が測定したデータの活用を行い、新スプリアス適合機器としてお近くの総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）に届出る（スプリアス確認届）ことが必要です。
これらの手続きを行う事により、新スプリアス規格への移行が完了します。

Q2 「スプリアス確認保証」とは何か。

A2：

- 1 平成17年12月に電波法に定めるスプリアス規格（新スプリアス規格）が改正され、これに伴い平成19年11月以前に製造された古い無線機（旧スプリアス規格の無線設備）の使用期限は平成34年11月30日までとされています。
- 2 そのため、既に無線局の免許を受けている旧スプリアス規格の無線設備を、平成34年12月1日以降も継続して使用する場合は、上記A1の3に述べるいずれかの方法により、新スプリアス規格に適合している旨をお近くの総合通信局に届出る（スプリアス確認届）ことが求められています。
- 3 アマチュア局では、この手続きの簡便な方法として、保証の手続きを活用した「スプリアス確認保証」を受ける事が可能となりました。（平成28年6月に総務省が「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」を改正）
- 4 これを受け、JARIDは平成28年9月1日から新たに「スプリアス確認

保証」を行っています。

これは、現在免許を受けているアマチュア局の旧スプリアス規格の無線設備を、平成34年12月以降も使用できるようにするため、新スプリアス規格への適合性を確認する手続きです。

Q2-2：平成29年11月30日に旧スプリアス機器に係る経過措置が終了すると聞いているが、どのような影響があるか。

A2-2：

- 1 平成19年11月30日以前に製造、製作された旧スプリアス規格の無線設備（メーカー製、自作等を含む。）による、アマチュア局の開設、変更（増設・取替え）については、経過措置により平成29年11月30日までには免許又は許可を受けることができることとされています。

この経過措置は、平成29年11月30日までに新たに無線設備を追加、取り替え等を行う際に該当するものであり、既設局への影響はありません。

- 2 この経過措置の終了に伴い、平成29年12月1日以降は開設、変更（増設・取替え）の手続きを行う場合は、無線設備が新スプリアス規格に適合していることが求められます。
- 3 そのため、JARD でも保証対象の無線機器の新スプリアス規格への適合を確認して保証を行うこととなります。

なお、JARD が公表している「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている機器については、JARD が実際に測定を行い、新スプリアス規格機器として保証可能機器と判断したものですので、平成29年12月1日以降も JARD の保証を受けることにより免許・許可を受ける事が可能です。

Q3：「スプリアス確認保証」は、従来から JARD が行っている保証とどう違うのか。

A3：

- 1 「スプリアス確認保証」は現に免許を受けている旧スプリアス規格の無線設備について、新スプリアス規格への適合性を JARD が保証することにより、平成34年12月以降も使用できるようにするための確認手続きです。

これは、現に免許を受けている旧スプリアス規格の無線設備を対象としており、平成28年9月1日から保証を行っています。

2 また、JAR Dでは従来からアマチュア局の開設又はアマチュア局の無線設備を変更（機器の取替え、増設）等に係る保証（JAR Dでは「基本保証」と言います。）も行っています。

これは、これからアマチュア局を開設しようとする場合、また、アマチュア局の無線設備の変更（機器の取替え、増設）等を行う場合に、技術基準への適合性を保証するものです。

Q3-2：「スプリアス確認保証」を受けないとどうなるのか。

A3-2：

- 1 平成17年12月に改正された無線設備規則の附則により、その時点で免許を受けている無線設備（旧スプリアス規格の無線設備）については、その使用期限が平成34年11月30日までとされています。
- 2 そのため、「スプリアス確認保証」を受けない場合、その無線設備は平成34年11月30日までしか使用できません。
- 3 したがって、使用期限後は当該無線設備の撤去が必要となります。
- 4 なお、免許を受けている無線設備の中に、旧スプリアス規格機器が含まれている場合、再免許等により平成29年12月以降に発効する免許状には、「無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）による改正後の無線設備規則第7条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成34年11月30日までに限る。」とする旨の条件が附記されます。
- 5 このような条件が印刷された無線局免許状が届いた場合には、ご自身の無線局の無線設備のスプリアス規格を確認していただき、早急に「スプリアス確認保証」を受けることをお勧めします。

Q4：総合通信局への「スプリアス確認届」はいつまでに行えばよいか。

A4：

- 1 免許を受けている旧スプリアス規格機器の使用期限は平成34年11月30日までとされており、その後も当該無線設備を継続使用するためには、遅くともこの期限までに、総合通信局に対してスプリアス確認届の手続きが必要となります。
- 2 なお、免許を受けている無線設備の中に、旧スプリアス規格機器が含まれている場合、再免許等により平成29年12月以降に発効する免許状には、「無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）に

よる改正後の無線設備規則第7条の基準（新スプリアス基準）に合致することの確認がとれていない無線設備の使用は、平成34年11月30日までに限る。」とする旨の条件が附記されます。

- 3 このような条件が印刷された無線局免許状が届いた場合には、ご自身の無線局の無線設備のスプリアス規格を確認していただき、早急に「スプリアス確認保証」を受けることをお勧めします。

Q5：「スプリアス確認届」の手続きが必要となる機器（無線機）は何か。

A5：

- 1 現に免許を受けているアマチュア局の無線設備であって、旧スプリアス規格機器が対象です。
- 2 旧スプリアス規格機器とは次の無線設備をいいます。
 - ①平成17年12月1日の改正無線設備規則が施行された際、既に無線局の免許を受けている無線設備（改正無線設備規則の附則により、改正前の無線設備規則が適用され、使用期限が平成34年11月30日までとなっています。）
 - ②平成19年11月30日以前に製造され、旧スプリアス規格の経過措置の適用を受けた無線設備（旧スプリアス規格機器については、平成29年11月30日までは免許や変更手続きを行う事が可能とされ、その使用期限は平成34年11月30日までとなっています。）
- 2 この場合、メーカー製造の機器に限らず、自作機や改造機もすべて対象となります。
- 3 なお、新スプリアス規格機器に該当するものとしては、以下の機器があります。
 - ①平成17年12月1日に改正された新スプリアス規格に基づいて製造され、技術基準適合証明を受けている無線設備
 - ②平成17年12月以降にアマチュア局の保証を受けて、開設や増設を行った無線設備（ただし、開設又は増設等の際に旧スプリアス規格の機器として経過措置を受けて申請したものは除きます。）
 - ③JAROのスプリアス確認保証を受けて、スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出（アマチュア局の保証用）を行った無線設備

【確認保証対象機器について】

Q6：「スプリアス確認保証」を受けられる機器は何か。また、実際に機器を JARD に送って測定してもらう必要があるか。

A6：

- 1 「スプリアス確認保証」を受けられる機器は、JARD が公表している「スプリアス確認保証可能機器リスト」に掲載されている機器です。
これらは、旧技適機種及びJARL 登録機種のうち、サンプル等により JARD が実際にスプリアス発射及び不要発射の強度についての測定を行い、新スプリアス規格の適合性を確認して保証可能と判断したものです。
https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_01.pdf
- 2 このため、この機器リストに掲載されている機器で、現に免許を受けている場合には、実際に機器を JARD に送って測定を受ける必要はありません。
JARD の「スプリアス確認保証願書」及び「スプリアス強度及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」の2枚の様式に必要事項を記入して JARD に提出するだけで手続きは完了します。
https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_02.pdf
- 3 上記2の様式を JARD に送付していただくと、JARD において審査を行い、保証を行った場合は、「スプリアス強度及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」に JARD の保証書を添付して総合通信局に届出るとともに、保証を行い、総合通信局に届出書を提出した旨をお知らせする保証通知書をお客様にお送りします。
なお、総合通信局からは届出書を受理した旨の通知等はありません。

Q7：免許を受けているアマチュア局の無線設備（送信機）が「スプリアス確認保証可能機器リスト」に含まれていない場合はどうしたらよいか

A7：

免許を受けている無線設備が、JARD が公表した機器リストに含まれていない場合は、現段階ではスプリアス確認保証はできません。

しかし、JARD ではリストに含まれていない機器についても、実態調査を継続しており、今後も保証可能と判断できれば機器リストに無線設備を追加する予定です。

※ 自作機等については、Q9 を参照

Q8：ブースター等の付加装置を付けているが、「スプリアス確認保証」は可能か。また、改造して定格出力の増減等を行った無線機の「スプリアス確認保証」は可能か。

A8：

- 1 ブースター、トランスバータ等の付加装置を付けた設備でも、免許を受けている基本送信機が、「スプリアス確認保証可能機器リスト」に含まれていれば、JARDでスプリアス確認保証を受けられます。（ただし、工事設計が200Wを超えている送信機は除きます。）
- 2 また、改造して定格出力の増減等を行った無線機も1と同様です。ただし、改造の程度により、個別の判断となることもあります。

Q9：「スプリアス確認保証可能機器リスト」の機器はメーカー製造機器だけであるが、自作機の扱いはどうなるか。

A9：

- 1 自作機や外国製機器等については、自ら測定を行い、測定した結果が、新スプリアス規格を満たしている場合、スペアナ画面の写真などのデータを添付していただくことでスプリアス確認保証を受けられます。
この場合、「スプリアス発射等の値が一番大きいバンドや変調方式での測定データのみ」を添付資料として提出していただくなど、できるだけ負担の少ない方法で考えておりますので、詳しくはJARDまでお問合せ下さい。
- 2 このほか、JARDが平成28年9月からサービスを開始した有料による測定サービス（電波測定サービス）を受けて、その測定結果を添付して直接、総合通信局にスプリアス確認届の手続きを行う方法もあります。
https://www.jard.or.jp/hosho/measurement_service/index.html
- 3 また、東京近郊の方であれば、JARDが平成29年3月からサービスを開始したJARD測定器室の開放（一般利用サービス）を利用して、お客様ご自身が無線機器等を持ち込み、JARDの測定器を利用して、スプリアス強度等の測定を行う事も可能です。（JARDの技術職員が測定についてはサポートいたします。
http://www.jard.or.jp/gitekininsho/measuring_instrument_service/

Q10：JARのプリアス確認保証を受けていた送信機を友人に譲渡する場合、その「プリアス確認保証」は有効か？（JARがプリアス確認保証の出願者に送付する「プリアス確認保証通知書」を添付して譲渡すれば有効か？）

A10：

JARが行うプリアス確認保証は、免許を受けているアマチュア局の送信機に対して保証を行うものです。

そのため、プリアス確認保証を受けた送信機を友人に譲渡するために設備撤去された場合、免許を受けた無線設備ではなくなるため、当該送信機に対するプリアス確認保証は失効します。

Q10-2：500Wの免許（送信機（基本送信機）+リニアアンプ）を受けているが、この基本送信機は100Wで「プリアス確認保証可能機器リスト」に含まれている。JARのプリアス確認保証を受けられるか？

A10-2：

1 アマチュア局の保証は、空中線電力200W以下のアマチュア局の無線設備に限定されています。

そのため、工事設計が（基本送信機+リニアアンプ）のように接続され、200Wを超える工事設計の無線設備として免許を受けている場合、この基本送信機は100Wでもプリアス確認保証は受けられません。

なお、500Wの免許を受けている局でも、単体で使用する無線設備（200W以下）又はブースターを付加した無線設備であって、工事設計が200W以下として免許を受けているものは、プリアス確認保証は受けられます。

2 200Wを超える無線設備の新プリアス対応については、どのような方法で行うのか、総務省とJARLにおいて検討を行っていると聞いているので、その結果をお待ちください。

【確認保証手続きについて】

Q11：免許を受けている自分の無線設備の装置番号等詳細（無線機器と装置番号の対応など）が不明。どうすればよいか。

A11：

- 1 免許申請時の書類等によりご確認ください。
なお、書類の紛失等のため不明な場合には、無線局の常置場所又は設置場所を管轄する総合通信局にご相談下さい。
この場合、免許を受けている無線設備の諸元（発射可能な電波の型式及び周波数、変調方式、終段管の名称及び個数、電圧及び定格出力等）を取扱い説明書等で確認・整理の上で、相談されることをお勧めします。
- 2 総合通信局においては、無線機の機種名（FT-○△□、IC-□△○、TS-○×□など）だけでは装置番号の特定できません。

Q12：無線機の製造番号がわからない。どうすればよいか。

A12：

JARDがスプリアス確認保証を行う機器を特定するために、製造番号の記入をお願いしています。番号がないもの、キズなどで製造番号が不明瞭な場合にはご自身で番号を決めて記入をお願いします。
スプリアス確認保証後には、出願者に対し、無線機の型名及び製造番号等を記載した保証通知書をお送りすることとしており、これにより保証を行った個々の機器を特定することができるようになっています。

Q13：アマチュア局の開設・変更や再免許と同時に、スプリアス確認保証の手続きを行うことができるか。

A13：

- 1 スプリアス確認保証は、既にアマチュア局の免許を受けている無線設備に関する確認手続きのため、無線局の開設・変更、再免許等の法令に基づく手続きと同時に行う事はできません。
- 2 なお、再免許申請期限までの期間が短い場合（3か月以内）には、まずは再免許手続きを行っていただき、新たな免許状がお手元に届いた後に、早めにスプリアス確認保証をお受けになることをお勧めします。

Q14：「スプリアス確認保証」を一度受けた送信機は、再免許申請の都度「スプリアス確認保証」を受ける必要があるか。

A14：

JARDの「スプリアス確認保証」を受けた送信機は、JARDの保証書と「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」をJARDから各総合通信局に提出することにより、総合通信局において、新スプリアス適合機器として登録されますので、免許（再免許を含む。）が継続している限り、一度保証を受けていればその後の手続は不要です。

そのため、再免許手続きを行う場合には、従来と同様の手続を行って下さい。（再免許時に再度、改めてスプリアス確認保証を受ける必要はありません。）

Q15：設備共有の無線機の扱いはどうか。局ごとに手続が必要となるのか。

A15：

スプリアス確認保証は無線局ごとに保証手続きが必要です。

一つの無線機をご家族などで設備共有している場合、同じ無線機であっても、それぞれの無線局ごとに無線機が免許され、データベースに登録されておりますので、それぞれの無線局ごとに、免許になっている無線設備について「スプリアス確認保証」を受けていただく必要があります。

Q16：「スプリアス確認保証」の手続きの流れはどのようなものか。

A16：

- 1 「スプリアス確認保証」を受ける場合は、JARDに対する「スプリアス確認保証願」と、総合通信局に提出する「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」の2種類の書類を準備していただき、保証料を振り込んだ金融機関の受領証（控）を同封して、JARDに提出していただくだけで手続は完了します。
- 2 JARDにおいて審査の上、保証を行った後は、提出いただいた「スプリアス発射及び不要発射の強度確認届出書（アマチュア局の保証用）」にJARDの保証書を添付し、管轄する総合通信局に提出します。
この提出は、2週間ごとを予定しています。

- 3 この提出と同時に、保証願者(免許人)へ保証を行った機器の型式、製造番号、総合通信局への提出日等を付して、保証した旨を書面（保証通知書）によりお知らせします。
- 4 なお、届出であるため、JARDに対してこれらの書類を提出していただくことでのみで手続きは完了し、改めて総合通信局からの通知等はありません。
ただし、不備事項等があればお問い合わせ等があることは想定されます。

【確認保証料等について】

Q17：確認保証料はいくらか？ また、複数回割引の特例措置は、一人1回限りか。同じコールサインで複数局の免許を受けている場合の取扱いは？

A17：

- 1 「スプリアス確認保証」を受ける場合の料金は、以下のとおりです。
 - 基本料（基本料には1台分の保証料を含む。）2,500円
 - 2台目以降（装置1台毎）1,000円（例）3台お申し込みの場合（1台目は基本料、2～3台目は各1,000円）
1台目2,500円+（1,000円×2台）=4,500円
https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_03.pdf
- 2 複数回割引については、2回目以降に確認保証をお申し込みいただく際に基本料金を免除するもので、同じ無線局（無線局の免許状の番号が同じもの）であれば何回も適用になります。
ただし、無線局が異なれば適用されません。（無線局の免許状の番号が違う場合が適用されません）
これは、ご本人の申告による特例措置であるため、保証願書にその旨の記載（前回の保証日及び保証番号）がなければ割引きの適用になりませんのでご注意ください。
- 3 同じコールサインで複数局の免許を受けている場合は、それぞれの局ごと（無線局の（免許状に記載されている）免許番号ごと）にスプリアス確認保証を受ける必要があります。

Q18：（削除）

Q19：スプリアス確認保証の申込書類はどこで入手できるか。

A19：

申込書類はJARDのホームページからダウンロードが可能です。
https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_06.html
また、申込書類をダウンロードせずに、JARDのホームページから直接申し込みを行う事も可能です。
https://www.jard.or.jp/hosho/spurious/contents/guidance_07.html

（ホームページをご覧になることができない方の場合）

このほか、JARL支部大会や地方でのアマチュア無線関連のイベント会場などで配布しているほか、ハムショップにも配布しておりますので、お住いの近くのハムショップに在庫があれば、そちらでも入手する事が可能です。

なお、お急ぎの場合は電話、メールにより直接JARDに請求することも可能です。

JARD保証事業センター スプリアス確認保証担当

電話番号：03-3910-7286

メール：sp-con@jard.or.jp